

## 第四管区海上保安本部 任期付職員（海上保安官）採用試験 募集案内

### （職員の育児休業に伴う任期付職員募集）

第四管区海上保安本部では、かつて海上保安官として勤務した経験を有する者を巡視船乗組員（職員の育児休業に伴う任期付職員）として採用します。

採用を希望される方は、下記事項を確認の上、必要な手続きをお取りください。

#### 1 職務内容

第四管区海上保安本部管内の巡視船に主計士として乗り組み、海上保安官としての業務に従事するほか、調理や経理業務に従事します。

#### 2 求める人材

公務に対する強い関心と国民全体の奉仕者として働く熱意を有する者。

#### 3 応募資格

以下の（1）～（3）の要件全てを満たす者。

- (1) 採用日において、かつて海上保安官として勤務した経歴を有する者
- (2) 海上保安庁在籍時に巡視船の主計士としての勤務経験を通算1年以上有する者
- (3) 船舶料理士又は調理師の免許を有する者（採用日までに取得見込みの者を含む）

※ 以下のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

#### 4 採用予定人数

1名

#### 5 採用期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

※ 採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

## 6 勤務地

第四管区海上保安本部管内の巡視船

## 7 給与等

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）に基づき、国家公務員として採用され、公安職俸給表（二）が適用されます。

俸給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給は学歴、勤務経験等を考慮して決定します。

その他、支給要件を満たした場合は、諸手当（扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等）が支給されます。

また、船艇に乗り組む場合は、俸給の調整額が支給されます。

- ・ 基本給（月額 311,700 円～393,000 円）
- ・ 扶養手当（子月額 13,000 円等）
- ・ 住居手当（月額最高 28,000 円）
- ・ 地域手当（支給対象官署に勤務した場合それぞれの支給率で加算）
- ・ 超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・ 期末・勤勉手当（成績区分が良好（標準）の場合、1 年間に俸給等の約 4.65 箇月分）

## 8 勤務時間・休暇

### （1）勤務形態

1 週間あたり 40 時間の交替制勤務（52 週を超えない期間につき 4 週 8 休の割合）です。

### （2）休暇等

年 20 日の年次休暇（採用の年はこれより少ない場合があります（例：4 月 1 日採用の場合は 15 日）。残日数は 20 日を限度に翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。

## 9 選考日程、選考方法及び試験地

### （1）選考日程

令和 8 年 2 月の指定する日

### （2）選考方法

作文試験：文書による表現力、課題に対する理解力などの職務遂行に必要な

能力を有しているかどうかを判断する試験を行います。

人物試験：面接により人柄等について、試験を行います。

身体検査：提出された身体検査票により、検査を行います。

(3) 試験会場

第四管区海上保安本部

〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船二丁目 3 番 12 号

名古屋港湾合同庁舎別館

(4) 合格発表

令和 8 年 3 月上旬ころまでに選考採用の可否をメールで通知します。

## 10 応募方法

(1) 受付期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）

郵送の場合：必着

メールの場合：17:00 受信有効

(2) 提出書類

① 申込書（様式 1）

要顔写真（3箇月以内に撮影したもの）

※ 任意様式でも可

② 作文用紙

次に示すテーマについて 400 字以上 800 字以内で記載してください。

「採用後の海上保安庁における自身の役割について」

※ 任意様式でも可

③ 船舶料理士又は調理師免許の写し

④ 身体検査票（様式 2）

(3) 提出先（メール又は郵送により受付）

① メールの場合

以下のメールアドレス宛に提出してください。

jcg4-jinji-6x8m アットマーク ki.mlit.go.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変更しております。

「アットマーク」を半角の「@」に変更の上、送信してください。

※ メールの件名は、

「第四管区任期付職員（海上保安官）選考採用について」

としてください。

② 郵送の場合

以下の宛先に提出してください。

〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船二丁目 3 番 12 号

第四管区海上保安本部総務部人事課第三人事係 宛

※ 書類の送付にあたっては、封筒に「第四管区海上保安本部 任期付職員採用提出書類在中」と朱書きし、書留で送付してください。

## 11 その他

- (1) 審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますのでご了承ください。
- (2) 応募の秘密は厳守します。  
提出書類は、選考の目的に限って使用し、選考終了後には、採用者以外の全ての個人情報につき当方で責任をもって処分します。  
提出書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 採用内定者に選考された場合、海上保安庁を退職後に学歴又は職歴がある場合は、卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書を速やかに提出していただくことになります。  
虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。  
なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。  
証明書等がない期間については職務経験として通算されませんのでご注意ください。
- (4) 国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。
- (5) 任期終了後の就職等の斡旋はしておりません。
- (6) 採用試験受験のための交通費等の必要な費用は全て受験者負担となります。

### 【お問い合わせ先】

担当：第四管区海上保安本部総務部人事課第三人事係  
住所：〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船二丁目3番12号  
電話：052-661-1611（代表）  
(受付時間：平日午前9時30分～午後5時15分)